

令和 5 年

社会福祉法人 宜野座村社会福祉協議会  
「宜野座村居宅介護支援ステーション」

事業計画書

自：令和 5 年 4 月 1 日

至：令和 6 年 3 月 31 日

- 1 事業の目的
- 2 運営の基本方針
- 3 守秘義務の遵守
- 4 職員配置
- 5 営業日数と時間
- 6 主な業務
- 7 研修計画
- 8 現在の支援者状況

社会福祉法人  
宜野座村社会福祉協議会

# 令和5年度 宜野座村指定居宅介護支援ステーション

## 事業計画書

### 1・事業の目的

社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する宜野座村指定介護支援ステーション（以下「居宅介護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### 2・運営の基本方針

事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等にあっても可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様配慮し、利用者の選択に基づき（※ 指定居宅介護支援の提供に際し、予めご契約者及びその家族に対してケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事が可能である。）適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう（※当該事業者をケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者の選定の理由を求める事が可能である事を説明。）公正中立な居宅介護支援を行う。

### 3・守秘義務の遵守

事業者及び事業所の使用する物（以下「介護支援専門員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報・秘密等を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。尚、従業者である期間及び退職などで従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を継続する。（※ 雇用契約書に位置付けている。）

### 4・職員配置

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 介護支援専門員を兼務する。  
管理者は、本会会長（以下「会長」という）の命を受けて事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。人材育成の取組みを促進する為、主任介護支援専門員（主任ケアマネージャー）である事を管理者の要件とする。  
「管理者要件の改正：管理者要件の適応を令和9年3月31日迄猶予とする。」
- ② 介護支援専門員 職員（常勤兼務）1名を配置する。介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### 5・営業日数及び営業時間

事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始、旧盆、慰霊の日は休みになります）
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし携帯電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

## 6・主な業務

- ① 利用者の居宅訪問（月1回以上モニタリング）
- ② サービス担当者会議の開催（居宅介護サービス計画書原案の作成）
- ③ 居宅介護サービス計画書の作成及び内容の説明、同意、交付。
- ④ サービス担当者に対する個別サービス計画の提出依頼。
- ⑤ 利用者のアセスメント（初回及び区分変更時：状態の変化に伴い実施）。
- ⑥ 利用者サービス提供事業者間の連絡調整及び情報提供。
- ⑦ 要介護認定の新規申請、更新申請、区分変更申請等の代行業務を担う。
- ⑧ 住宅改修、福祉用具貸与、特定福祉用具販売等購入時の相談や事務手続き。
- ⑨ 苦情の受付、対応。
- ⑩ 各事業所の給付管理。
- ⑪ その他、関係機関との連絡調整及び介護保険施設への入所や照会等。
- ⑫ 介護予防計画書の作成（宜野座村地域包括支援センターからの委託）
- ⑬ 地域ケア会議及び地域支援会議への参加協力。

（※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、蔓延防止の観点から訪問や面会を希望しない場合においては、「介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて「ケアマネジメントの弾力対応」が認められており電話や照会等で対応する。）

## 7・研修計画

- ① 主任介護支援専門員研修（10～12月）、主任更新研修（6～7月）
- ② 令和4年度介護支援専門員スキルアップ研修会（未定）
- ③ リスクマネジメント研修（11月）
- ④ 沖縄県介護支援専門員研究大会（2月）
- ⑤ 法定専門研修・認知症研修。（未定）
- ⑥ 山原南ケアマネ支部連絡会。{居宅介護支援事業所（金武町・宜野座村・恩納村）の定例会} 年4回開催。（5月・8月・11月・2月）
- ⑦ 宜野座村地域包括支援センター・村内居宅介護支援事業所定例会。（年4回開催）
- ⑧ 苦情解決セミナー。（1～2月）
- ⑨ 高齢者・障害者等虐待防止・権利擁護・身体拘束廃止に関する研修（3月）
- ⑩ 在宅医療・介護連携推進研修会（年3～4回定期的に開催。）
- ⑪ その他職員の資質向上に関する研修会（順不同）

※今後の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、「蔓延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」等講じられている場合において、開催及び開催時期について変更あり。

## 8・現在の支援者状況

### ○総合事業

要支援 1	要支援 2	事業対象者	合計
0名	1名	0名	1名

### ○介護給付者

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
6名	9名	9名	4名	4名	32名
					総合計
					33名